

会 議 記 録 (1)

会議名称	平成22年度第11回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
開会及び閉会日時	平成22年10月14日(木) 午前9時30分～午前11時15分
開催場所	北本市文化センター第3研修室
委員長氏名	委員長 河井宏暢
出席委員(者)氏名	加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一
事務局職員職氏名	協働推進課 課長 柴崎照夫 主幹 長嶋太一 主事補 長谷川知亮
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 題 (1) 北本市協働推進条例に位置づける項目の検討</p> <p>3 そ の 他</p> <p>4 閉 会</p>
配布資料	<p>1 次第</p> <p>2 北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について —北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告—</p> <p>3 北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会の検討経過について</p> <p>4 北本市協働推進条例に位置づける項目(案)</p> <p>5 あだち協働ガイドライン ～区民組織・団体、NPO、ボランティア等と区との協働設計図～</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>1 開 会 これより、平成22年度第10回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を開催する。</p>
河井委員長	<p>2 議 題 配布資料にあるとおり、北本市市民参画推進条例に位置づける項目については10月1日付で中間報告を作成し、一区切りとした。 それでは、本日の議題「北本市協働推進条例に位置づける項目の検討」について、事務局からの説明をお願いする。</p>
事務局	<p>配布資料について御説明します。 委員会での協働についてのこれまでの議論をまとめ、北本市協働推進条例に位置づける項目を『北本市協働推進条例に位置づける項目（案）』として作成しました。検討のためのたたき台としていただきたいと思います。併せて、他自治体の関連条文を記載しました。 『あだち協働ガイドライン～区民組織・団体、NPO、ボランティア等と区との協働設計図～』は、「北本市市民と行政との協働推進計画」の策定にあたって視察のために東京都足立区へ赴いた際、先方より配布された資料です。足立区では協働推進条例を制定してはいませんが、協働を推進するためのマニュアルとしてこのガイドラインを策定し、市民や職員が活用しているものだそうです。 それでは、『北本市協働推進条例に位置づける項目（案）』の各項目について概要を御説明します。</p> <p style="text-align: center;">—事務局 長嶋 資料を用いて説明—</p> <p>以下、特記事項。</p> <p>「目的」 ～ 「基本原則」 → 条例の基本的なかたち</p> <p>「市民の役割」 ～ 「市長等の役割」 → 協働の対象となる者の役割を規定 市民団体を<コミュニティ>と<市民公益活動団体>に分離するか 参画と違い、事業者の役割も規定</p> <p>「市の業務への参入機会の確保」 → 市は、協働を推進するため、市民団体への事業委託を積極的に行う必要がある。その事項を担保する規定とする ●他市の条文を参考資料として用意した</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>「協働事業提案制度」 → 市民団体が自ら公共を積極的に担うという意思を示す機会を提供するため、協働事業提案制度を創設する 協働事業提案制度は、公開でプレゼンテーションし、その審査も市民の公募委員を入れて行うのが一般的である ●他市の条文を参考資料として用意した</p> <p>「協働事業協定書の締結」 → 市と団体との関係や継続性を問題視する意見がこれまでの市民検討委員会の中で多数出されたため、この項目を提案する。協定書を締結し、市民団体と市の協働についての始期と終期、事業を行う主体等を、明記するものである。条例に位置づけている自治体は無いようだが、市と団体の関係が事業継続の中で変化していく事例があるため、足立区のように協定書を交わし、互いの関係を事前に明らかにしておく必要があるか</p> <p>「協働事業計画の策定」 「協働事業の実績報告」 → 参画推進条例と同様に、年度の初めに一年間の計画を公表し、次年度に前年度の実績を検証することで、協働を推進していく必要がある ●他市の条文を参考資料として用意した</p> <p>「推進評価機関」 → 市民参画推進条例と同様、北本市自治基本条例審議会が年間計画と事業実績を評価し、市長に意見具申する必要がある ●他市の条文を参考資料として用意した</p> <p>「委任」 → 条例に位置づける制度の内容については、委任する規則で詳細を定める</p> <p>・既に配布済の「協働推進条例 他都市の制定状況（項目別一覧）」に項目例として示されていながら今回の案に記載しなかったもの、「財政支援」「登録制度」「基金」「拠点施設」については、項目の性質上、市民参画推進条例と協働推進条例についての議論を終えた後、市民活動促進施策の検討の際にあらためて整理・議論した方が良いと判断した。</p> <p>・「窓口」については、あえて条例で規定する必要は無いと判断し</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>た。</p> <p>以上、市民活動団体と北本市が協働して事業を行う際に必要な条例である、ということを念頭に項目を整理しました。</p> <p>ただいま、協働推進条例の項目案について事務局から説明があった。何か質問や意見のある委員はいるか。</p>
高橋（伸） 委員	<p>現行でも、NPOの業者登録は可能である。</p> <p>今回の市民参画推進条例案は、市民団体を一般業者と差別しないといった趣旨で、市民団体を一般業者と比べて優先するといった部分までは踏み込まない内容と考えてよろしいか。</p>
河井委員長	<p>この条例の中で「市民団体を優先する」という表現を採ることは難しいのではないか。</p>
事務局	<p>そうした内容を記載するとしても、努力義務とせざるを得ないと思います。ただ、「市の業務への参入の促進」を規定することにより、地域に根差した形で協働してまちづくりを行う市民・市双方意識が促進されるものと思われます。</p>
高橋（伸） 委員	<p>私自身、市民団体が手を挙げたから一般業者よりも優先する、と規定するのは危ういと考えている。これまで継続して取引を行っていた業者との信頼性の問題があるだろう。</p>
河井委員長	<p>鶴ヶ島市市民協働推進条例第9条を見ると、市の行う業務への参入の機会を確保する相手方として「事業者」の記載がある。われわれ市民検討委員会としては、「市民」に協働事業へ積極的に参加してもらいたいと考えているが、市が協働を行う相手方は誰なのか、よくよく吟味し、議論しておかなければならない。</p>
古賀委員	<p>営利目的の事業者はNPOあるいは地域団体等とは運営の性質が異なるため、本条例で前提とする「協働」の対象とするには疑義が残る。</p>
高橋（伸） 委員	<p>参入機会の問題について過去の事例を振り返ると、私の所属するNPO法人埼玉SOHOでは、事前に業者登録をしていなかったがために市の公共施設予約システムの開発について参入する機会を失った。もし事前に業者登録をしていれば、一般の民間業者とともにプロポーザル選定等へ参加することができた可能性がある。</p>
河井委員長	<p>通常の入札と協働事業での団体選定、それぞれの選定対象をどの</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ように区別するのか、未だ不明瞭である。
高橋（伸） 委員	県では、NPO提案協働推進事業を行っている。公益事業をNPOが提案し、公開プレゼンテーション等の審査を経て採用が決定した事業を県が提案NPOに委託する、というものだ。
古賀委員	「業務委託」は本当に「協働」なのか、私はやはり疑問である。団体と一緒に取り組む行政側の積極的な姿勢が目に見えて表れなければ、真の意味での「協働」とは言えないのではないか。
河井委員長	協働提案については、「補助金」ではなく提案事業の予算枠を設けて提案を受け付け、締切までに提案が集まらなければ予算は未消化の形で処理するのが適切と考えるべきだろう。
高橋（伸） 委員	私もそのように思う。 私が所属するまちづくり観光協会についても、補助金の形ではなく、行政と団体とが対等に話し合っ、行政からの指名で事業委託される形が望ましいと考える。現状では、金銭の使途を観光協会が独自に決定しているが、「協働」というからには両者が一緒になって事業を考えていく形でなければならない。市民会議についても同様で、現状では市が団体に運営を任せきりにしてしまっている。
秋吉委員	各委員、理想とする「協働」の形をいくつも述べてくださった。 質問だが、北本市において主だって「成功」と考えられる協働の形態には、どのような例があるか、皆さんの意見を聞きたい。
河井委員長	やはり「北本市ごみ減量等推進市民会議」が好例と思う。ただ、「協働」の根本的な意識や意義については、市民と市、双方にまだ十分には浸透していない印象がある。
古賀委員	「ごみ減」は、もともとは市民の意識改革活動として行政、特に設立当時の市長が先頭を切って推進してきたものである。啓発のための研修会等、他自治体では行政が行っている事業を、北本市では「ごみ減」が無報酬で実施している。行政の意識が低下し、フォローが年々少なくなっていることを危惧している。
加藤副委員長	行政の力が年々縮小している中で、市民と協力して開始したはずの事業に関し、団体側から「話が全然違う」というような声が数多く聞かれる。
秋吉委員	本来目指すべき協働の形に近づくよう、本条例の検討を進めなければならない。地域、市民、特に市職員の意識改革をいかにして行

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加藤副委員長	<p>うかがわれている。</p> <p>先ほどの「ごみ減」の話にあるとおり、行政が市民と協力して何かを行う、といった分野に後ろ向きになっている。</p>
高橋（伸）委員	<p>市民税を1%減税するのであれば、その分を市民活動や協働事業の推進にまわしてほしかった。行政の意識改革が必要だと思う。</p>
河井委員長	<p>協働事業に関しては、やはり協定書の形で互いの認識を明示しておくべきだ。行政には人事異動があるため、どうしても数年で担当者が変わってしまう。その都度事業に対する互いの認識のずれで混乱してしまうようでは、継続的な事業運営は立ち行かない。</p> <p>また、市民に完全な手弁当で継続的に事業を行わせることはやはり難しいと思う。事業において必要な料金徴収は適切に行い、市民団体が事務局として安定的に自立した運営ができるような仕組みに実態を変えていかなければならない。</p>
古賀委員	<p>「ごみ減」でも、出た利益を活動費として組み入れるよう以前に改革を行った。事業を自立的に運営するためにはどのような運営形態が適切か、これからの検討課題である。</p>
秋吉委員	<p>協働で事業を実施する場合には、「事業の透明性」が最も重要である。この条例を通じて現状を改善していかなければならない。</p> <p>先日行われたアートプロジェクトの例では、NPO、文化庁、自治会等が協力して行う「協働」の形であったとは思いますが、お金の実態がどうなっているのか市民にはさっぱりわからなかった。実施主体と事業費が不明瞭なままでは、市民が行政に対し不信感を抱くのは当たり前である。</p> <p>子どもや高齢者にも、「〇〇は『協働』でやっているのだ」「〇〇は××のお金で行っているのだ」と自然に理解してもらえるような状態に変えていかなければならない。理想とする「協働」の形を、条例の形で市や市民に提示する必要がある。</p>
高橋（伸）委員	<p>古賀委員のおっしゃった、負担が片方に偏った状態は「協働」ではないのではないかと、という意見も理解できる。</p> <p>事業費や人件費あるいは人員の面で一方にしか持ち出しがない、両者の抱えるリスクに不公平がある、そうした状態に違和感を抱く市民もいるだろう。</p>
加藤副委員長	<p>ひどい例だと、行政には「事務局に補助金を出しているのだからそっちできちんとやれ」などと言われる。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
古賀委員	<p>市民会議やコミュニティをNPO法人にしたらどうだという話がある。私自身は、それは不可能と考えている。「ごみ減」には現在約600名の会員がいるが、会員の一部は各自治会から出してもらっている状態だ。よって、法人化して会員を集める、あるいは会員から会費を徴収して運営するなどというのはやはり困難だと思う。</p>
秋吉委員	<p>現状がダメ、お互いの姿勢がダメ、などと言ってしまえば、将来的に先細りの北本市になってしまう。現状を踏まえ、これからどうやって改善すべきか、真摯に知恵を絞っていかなければならない。</p> <p>いろいろな場で市職員と話すと、市政やまちづくりに対して非常に前向きな人が多い。しかし、組織全体を介した回答はどれも後ろ向きの反応ばかりだ。</p> <p>役所の職員であっても、家に帰れば一市民である。市長等あるいは市民、それぞれの役割や行動のガイドラインを明確に規定し、どうやったら住みよい北本市になるか、面と向かって議論すべきだ。</p>
河井委員長	<p>役所に居るとどうしても役人の目線にとらわれてしまう。市民の目線に立ったまちづくりに取り組むための意識付けとして、自治基本条例、市民参画推進条例、協働推進条例を北本市全体に浸透させていかなければならない。</p> <p>ところで、市民参画推進条例等に基づいた市民参画を行うと「この事業は『協働』でやるべきだ」という提案がなされる場合があるだろう。そのとき、ではどこからどこまでを「協働」と考えたら良いのか、判断のラインをあらかじめ考えておかなければならぬ。</p>
事務局	<p>団体から事業提案を受けた場合にその事業を協働で実施すべきか否かを判断する基準は、現在の北本市にはありません。</p> <p>補助金や市民活動支援を協働推進条例に含めて規定している自治体もありますが、北本市では市民活動支援施策（条例）と協働推進条例は別個のものと捉えて検討を進めています。</p>
高橋（伸）委員	<p>行政運営にあたっては、最も安く、効率良く実施可能な手段は何か、というコスト削減の思考を基本とすべきだ。</p> <p>市民活動団体だから良い、「協働」だから良い、といって役所が闇雲に余計な支出を増やすというのはおかしいし、そもそもそんなことでは事業の継続性が生まれない。</p>
関山委員	<p>協働の対象から事業者を外してしまうのは、やはり行き過ぎだと思う。事業者を、参入の土俵に乗せる段階で排除してはいけない。</p> <p>B級グルメによるまち起こしなどの例では、営利目的の事業者、</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秋吉委員	<p>行政、NPOなど、さまざまな主体が協力して地域を盛上げている。</p> <p>協働することで、行政にとっては運営経費の削減、事業者にとっては団体の宣伝、それら以外のメリットもあるとは思いますが、協働が両者の利益になるのであればわざわざ条例に明記して事業者を排除する必要は無いと思う。事業の透明性を確保し、広く市民が良し悪しを判断可能な環境を保てれば良いのではないかと。</p>
古賀委員	<p>「協働」とは、もともとは小さな政府を目指す「行政側」から出てきた言葉だと認識している。</p>
秋吉委員	<p>まちづくりの主役は「市民」ではないのか。</p>
河井委員長	<p>協働は主従の関係ではなく、市民と市が対等の立場で共通の目標を成し遂げようとするものである。主役も脇役も無い。</p>
高橋（伸）委員	<p>行政は、限られた資源をどうやったら有効活用できるかを考えるべきだ。一方で、普通の市民は本音としてはできるだけ税金を払いたくない。</p> <p>協働とは、市民に金銭納付ではなく公共の場で汗を流してもらおうという労働奉仕を募る試みであって、これはある意味で平安時代の租庸調雑徭の社会を再考するものではないかと思う。</p>
高橋（陽）委員	<p>市民が市から頼まれて何かをやる、という形は比較的イメージしやすいが、市民が自分たちの方から市に対して何か事業提案をして協働を行うという形式に、市民も市もまだ不慣れなのではないか。</p>
河井委員長	<p>北本市が市民に対して事業の提案を募集しその案を実施した、という経験に乏しいから、市民も市も理想的な協働の状況を想定しにくいのだろう。</p>
事務局	<p>北本市がNPO法人等に業務委託している例はいくつもあります。指定管理の中でも、「協働」か否かの分類は可能と思います。</p> <p>協働の推進には、自主的に市民活動を行う自立した市民や団体を増やす、という効果もあります。両者がいがみ合わず、互いをよく知り、適切な役割分担を図っていかなければなりません。</p>
高橋（伸）委員	<p>提案型委託は意義のあることだ。行政が不得意な分野は、行政だけで思案投首していても机上の空論になってしまいがちである。</p>
河井委員長	<p>協働推進について年間計画を策定する際、市民団体と積極的に協</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>議し、意見交換を図るべきだ。 ただ安くしたい、というだけなら通常の指定管理でもいいかもしれないが、今回協働推進条例をつくるにあたっては、何が「協働」にあたるのか、定義を更に明確にする必要がある。事務局には「協働」の具体的な定義例や実施例について更なる調査を依頼する。</p> <p>承知しました。</p>
事務局	<p>3 その他 本日配布した資料『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について一北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告一』の記載項目は、これまでの委員会で検討いただいたものと同じもの（誤記は修正）ですが、注釈のコメントについては市民検討委員会での審議内容を踏まえて事務局で編集付記したものであるため、御確認をお願いします。</p> <p>現在、この中間報告について、市政運営上重大な問題が発生する項目は無いのか、全課照会を行っています。その照会結果について、北本市協働推進等庁内検討委員会（課長級で構成）の委員に対し市民検討委員会での口頭説明の機会を設けることを提案しますが、委員長及び委員の皆様はいかがでしょうか。</p>
河井委員長	<p>市民検討委員会の報告に問題があるというのであれば、是非その理由を御説明いただきたい。ただし、その協議の前に、行政側で問題と考えた部分を整理し、委員会に事前に通知してもらいたい。</p>
秋吉委員	<p>市民検討委員会としても、行政側がなぜそういう考えに至ったのか、当事者から話を聞いてみたい。</p>
河井委員長	<p>それでは、11月12日開催予定の第13回市民検討委員会へ庁内検討委員会委員に御出席いただけるよう、調整を行いたい。 事務局には、11月1日開催予定の第12回委員会までに、行政側で問題視した点をまとめておいてもらいたい。</p>
事務局	<p>承知しました。</p>
河井委員長	<p>市民検討委員会委員には、今回検討できなかった資料『あだち協働ガイドライン～区民組織・団体、NPO、ボランティア等と区との協働設計図～』を次回委員会までに一読するようお願いする。</p>
事務局	<p>再度の確認ですが、市民や団体への補助については、市民活動支援の検討の際に議論するという事で御了解ください。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加藤副委員長	<p style="text-align: center;">—一同 了承—</p> <p>次回委員会は11月1日(月) 午前9時30分から午前11時まで 北本市文化センター第3研修室で開催予定</p> <p>4 閉 会 それでは、これをもって平成22年度第11回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を終了する。</p>